

森林の整備等に関わる税について

大分県森林環境税(H18～): 県超過課税

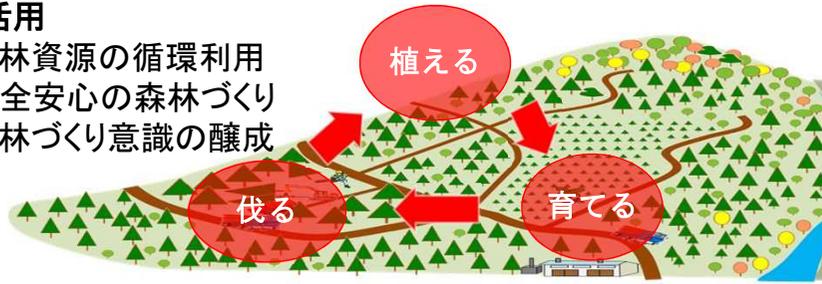
所有者(個人・法人)による森林整備を支援

森林資源の循環利用を促進

○課税額 個人 500円/年
企業 1,000～40,000円/年

○税の活用

- ① 森林資源の循環利用
- ② 安全安心の森林づくり
- ③ 森林づくり意識の醸成



国の森林環境税(R6～): 国税

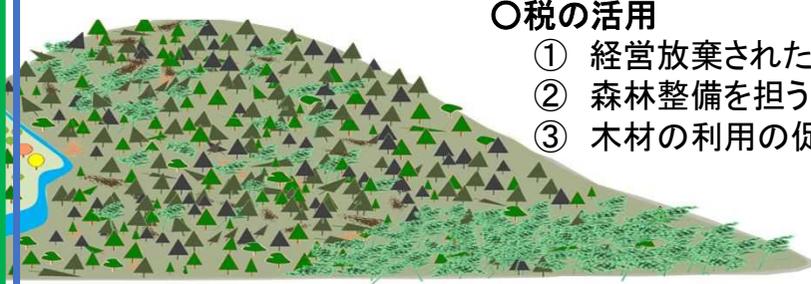
市町村による森林整備を推進

経営放棄森林の環境改善を推進

○課税額 個人 1,000円/年 (R6から徴収開始)

○税の活用

- ① 経営放棄された森林の整備
- ② 森林整備を担う人材の育成・確保
- ③ 木材の利用の促進、普及啓発



大分県森林環境保全基金

○主な用途

- ① 森林資源の循環利用
 - ・ 経費を抑えた再造林の推進
 - ・ 県公共施設の木造・木質化
- ② 安全安心の森林づくり
 - ・ 災害に強い森林づくりの推進
 - ・ シカ被害対策の推進
- ③ 森林づくり意識の醸成
 - ・ 森林ボランティア活動の支援
 - ・ 森林・林業教育の推進



森林環境譲与税(H31～、市町村・県)

国が森林環境税を市町村・県へ譲与※H31から運用開始

○主な用途

市町村

- ① 経営放棄された森林の整備
 - ・ 経営放棄された森林の間伐など
- ② 森林整備を担う人材の育成・確保
 - ・ 担い手の就業環境の改善
- ③ 木材の利用の促進、普及啓発
 - ・ 市町村公共施設の木造・木質化
 - ・ 上記推進に向けた普及啓発

県

- ・ 市町村の業務支援
- ・ 市町村林業担当者の人材育成
- ・ 精度の高い森林資源情報の整備・提供
- ・ 即戦力となる現場技能者育成 (おおいた林業アカデミー)
- ・ 木材利用アドバイザー設置

両税を活用した森林整備による、森林の公益的機能の発揮